

## 四国西予ジオブランド認定制度要綱

平成29年 2月17日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、四国西予ジオパークの知名度及びイメージの向上とジオの恵みを活かした地域の産業振興を図るため、西予市の豊かな自然で育まれてきた素材又はその素材を使用し、優れた技術又は技法から生み出された多くの商品のうち、特に優れたものについて四国西予ジオパークの認定ブランドとし、当該商品を市内外に広く発信する四国西予ジオブランド認定制度に関し必要な事項を定めるものとする。

### (名称)

第2条 四国西予ジオパークの地域ブランドの名称は、四国西予ジオの至宝（以下「ジオの至宝」という。）とする。

### (定義)

第3条 この要綱において「認定」とは、第6条の基準に適合する商品をジオの至宝として認めることをいう。

### (申請者の要件)

第4条 ジオの至宝の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号いずれかに該当する者とする。

- (1) 西予市内に住所を有する個人又は団体
- (2) 西予市内に本社又は支店を有する法人
- (3) 前2号に掲げるもののほか、四国西予ジオパーク推進協議会会長（以下「会長」という。）が特に認める者。

### (認定の対象)

第5条 ジオの至宝の認定の対象となる商品は、次に掲げるものとする。

- (1) 西予市産一次産品（農林水産物）
- (2) (1)を主原料とした加工品
- (3) (1)を活用した工芸品

### (認定の基準)

第6条 ジオの至宝の認定の基準（以下「認定基準」という。）は、別記1に掲げるとおりとする。

- 2 会長は、認定基準を変更しようとするときは、四国西予ジオブランド認定審査会（以下「審査会」という。）に諮るものとする。

(認定の申請)

第7条 申請者は、自己が生産する商品について認定、更新認定及び変更認定を受けようとするときは、会長が定める期間内に次の書類を会長に提出するものとする。

- (1) 認定申請書(様式第1号)
- (2) 市税に未納がない証明書
- (3) 定款又はこれに準ずるもの(申請者が法人又は団体の場合に限る。)
- (4) 写真、パンフレット、パッケージ等認定を受けようとする商品の外観が分かるもの

(認定の審査)

第8条 会長は、申請者から前条の書類の提出があったときは、当該商品の認定について、審査会に諮るものとする。

- 2 審査会は、前項の規定により会長から意見を求められた場合において、当該商品の認定について審査を行い、その結果を会長に報告するものとする。
- 3 審査会は、原則として年2回開催し、書類審査、現地確認、申請者によるプレゼンテーション及び申請者からのヒアリングをもって審査を行うものとする。
- 4 会長は、前項の規定による報告があった場合は、その報告を踏まえ認定を行うものとする。

(審査結果の通知)

第9条 会長は、前条に規定する認定審査において、認定基準に適合すると認めるときは、当該商品をジオの至宝に認定し、その旨を認定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとし、認定基準に適合しないと認めるときは、当該商品をジオの至宝に認定しないものとし、認定審査結果通知書(様式第3号)によりその理由を付して申請者に通知するものとする。

(認定証の交付)

第10条 会長は、前条の規定による認定の通知を受けた者(以下「認定者」という。)に対して、四国西予ジオの至宝認定証を交付するものとする。

(認定の公表)

第11条 会長は、ジオの至宝に認定された商品(以下「認定品」という。)について次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 認定品の名称
- (2) 認定者の氏名及び住所(法人又は団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び市内の事務所又は営業所の所在地)

(認定の期間)

第12条 認定の有効期間は、認定した日から3年を経過する日の属する月の末日までとする。認定の更新をした場合の有効期間も同様とする。

(認定の更新)

第13条 認定者は、前条の有効期間が満了となる場合において、認定の更新を受けようとするときは、有効期間が満了する日の60日前までに第7条で定めた申請書類等を会長に提出するものとする。

(認定内容の変更)

第14条 認定者は、認定申請書の記載事項を変更しようとするときは、第7条で定めた申請書類等を会長に提出するものとする。

(ロゴマーク)

第15条 四国西予ジオの至宝ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）は、別記2のとおりとする。

- 2 ロゴマークは、認定品の容器・包装等に表示することができる。
- 3 ロゴマークは、認定品以外に表示してはならない。
- 4 ロゴマークの表示に係る費用は、認定者が負担するものとする。
- 5 会長は、ロゴマークの使用状況について、必要に応じて報告を求めることができる。

(認定者の責務等)

第16条 認定者は、この要綱に定める事項及び関係法令を遵守しなければならない。

- 2 認定者は、消費者及び流通関係者に対して、認定品及びジオの至宝ブランドの積極的な情報発信に努めなければならない。
- 3 認定者は、認定品の容器・包装等にロゴマークを表示しなければならない。
- 4 認定品の生産、製造、流通、販売等において、当該認定品に係る事故、苦情等が発生したときは、認定者がその責任を負い、当該事故等の解決に向けて誠実に対処しなければならない。この場合において、事故の内容を事故等発生報告書（様式第4号）により直ちに会長に報告しなければならない。

(認定の取消し)

第17条 会長は、認定者が次の各号いずれかに該当するときは、認定を取り消し、その旨を認定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

- (1) 認定者から認定辞退の届出があったとき。
- (2) 認定品が認定基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 虚偽の申請をして認定を受けたことが判明したとき。
- (4) 制度の運用に重大な支障を及ぼす行為又はジオの至宝の信頼を著しく損なう行為があったとき。

(5) 認定品の生産若しくは販売を中止し、又は廃止した場合において、再開の見込みがないとき。

2 前項の規定により認定を取り消された者は、その取消の日から3年を経過しなければ、新たな認定を申請することができない。

(実績報告)

第18条 認定者は、毎年度3月末までの認定品の出荷又は販売の実績を認定実績報告書(様式第6号)により会長に報告するものとする。

(立入調査)

第19条 会長は、前条の規定にかかわらず、特に必要があると認められるときは、認定者に対して認定品の生産実績等の報告を求め、又は認定品の生産、流通施設への立入調査を実施することができる。

附 則 この要綱は、平成29年2月17日から施行する。

別記 1

四国西予ジオの至宝認定基準

番号	項 目		配点	
1	商品と四国西予ジオパークのストーリー性を有しているか	(1) 商品又は商品のコンセプトが四国西予ジオパークならではのストーリー性(土地・自然・歴史・文化・人の営み等)を有している	20点	40点 (※1)
		(2) 商品又は商品のコンセプトが四国西予ジオパークに対する熱い想いが込められている	10点	
		(3) 四国西予ジオパークの知名度又はイメージアップに繋がるものである	10点	
2	商品の独自性を確保できているか	(1) 商品の特性(原材料、規格、味、機能、品質等)において、独自性又は希少性を有している	10点	15点
		(2) 他の類似商品又は産地との明確な違いを有している	5点	
3	消費者の信頼性や安全性を確保できているか	(1) 西予市産である又は西予市産の原料を使用している事が証明できる	10点	25点
		(2) 商品又は生産過程において、環境や自然並びに生態系等の保全に配慮したものである	5点	
		(3) 商品の品質面及び衛生面の管理が出来ており、各種関連法令を遵守している	5点	
		(4) 商品の品質を維持又は向上するための取り組みを行っている	5点	
4	市場性及び将来性を確保できているか	(1) 安定的な生産及び販売を見込める体制及び計画を有している	5点	20点
		(2) 商品名やデザインが優れている	5点	
		(3) 商品の販路拡大及び知名度向上により、地域経済に高い波及効果が期待できる	5点	
		(4) 商品の販路拡大及び知名度向上につながる具体的な活動や広報の計画を有している	5点	
合 計			100点 (※2)	

※1 項目1については、審査員の平均点で30点以上を有すること

※2 合計点については、審査員の平均点で75点以上を有すること